

天本病院 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会医療法人河北医療財団が開設する「天本病院」（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要支援または要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当通所リハビリテーション事業の運営方針を下記に定める。

- （1） 通所リハビリテーション事業では、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- （2） 利用者について、個別の短期集中的な運動プログラムを作成および実施します。
- （3） 地域の中で有効な社会資源となれるよう、通所リハビリテーション事業としての役割を常に考え、適正なサービスを提供していきます。
- （4） 利用者自身の生活の中での不安と共に、ご家族の不安を少しでも軽減できるよう、常に利用者、ご家族の生活全般の相談に応えていきます。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 社会医療法人河北医療財団 天本病院
- （2） 開設年月日 平成28年12月1日
- （3） 所在地 東京都多摩市中沢2丁目5番地1
- （4） 電話番号 042-310-0333 FAX 番号042-310-0334
- （5） 管理者名 及能 克宏
- （6） 介護保険指定番号 1315070099

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- （1） 医師 1人以上
- （2） 理学療法士・作業療法士 1人以上
- （3） 介護職員 1人以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、天本病院の運営に関わる全ての責任と権限を有し、施設の具体的な運営方針と目標を定め、経営戦略を立て、それを実行することで施設の健全な経営を実現する。
- (2) 管理者は施設の経営管理、従業者の労務管理、指導、利用者に提供されるサービスの一切を管理するとともに、施設で提供されるサービスを常に高水準に維持し、地域社会に貢献し、かつ広く認知された施設とするための一切の役割を担う。
- (3) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施、生活行為に際しての援助、職員、利用者並びにその家族に対する支援を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の心身機能、住宅環境を把握し、各専門職と共に通所リハビリテーションサービス計画を作成し、計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までのうち、5日間を営業日とする。ただし、祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)は休業とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時00分までを営業時間とする。
- (3) 営業時間の内、9時00分から16時30分までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1単位20人とする。

(午前：20名 午後：20名)

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 当通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、介護職員等の専門職がチームで作成する計画に基づき、適切なリハビリテーションを行う。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) その他の個人の求めに応じて費用が発生したものについては実費の支払いを受ける。
- (3) キャンセル料、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。(送迎範囲)

- (1) 多摩市全域 (2) 八王子市 (上柚木、下柚木、南大沢、松木、別所、越野、南陽台、堀之内、東中野、大塚、鹿島、松ヶ谷) (3) その他の地域に関しては要相談。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- (2) 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、当施設医師の判断とし、必要と判断された場合は、かかりつけ医療機関の受診を行う。(原則禁止とする)
- (3) 施設内での宗教活動は、禁止する。
- (4) ペットの持ち込みは、原則として禁止とする。
- (5) 利用者の営利行為、特定の政治活動は禁止する。
- (6) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者、火元責任者については、別に定める「天本病院 消防計画」による。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。詳細については「天本病院 消防計画」に記す。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対して、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (4) この他、社会医療法人河北医療財団の就業規則に定める「服務規程」を遵守のこと。

(職員の質の確保)

第 15 条 施設職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。研修は主に次の内容とする。

- ① 法人の理念、事業内容に関するもの
- ② 接遇に関するもの
- ③ 専門的技術の向上に関するもの
- ④ 社会人として広い視野を有し、知見を広げる目的で行われるもの
- ⑤ 通所リハビリテーション事業のサービス向上につながると思われるもの
- ⑥ 虐待防止に関するもの

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人河北医療財団の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、施設が行う年 2 回の健康診断若しくは、他の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 19 条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、天本病院の運営会議において定めるものとする。

(虐待防止)

第 21 条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行う。

(2) 成年後見制度の利用支援を行う。

(3) 苦情解決体制の整備を行う。

(4) 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

(5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(6) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

附 則

この運営規程は、平成２８年１２月１日より施行する。

令和３年１０月１日より一部改訂

令和６年６月１日より一部改訂